

## 第 7 章 乗車変更等の取扱い

### 第 2 節 乗車変更の取扱い

#### 第 2 款 旅行開始前又は使用開始前の乗車変更の取扱い

(乗車変更)

第 99 条 普通乗車券を所持する旅客は、旅行開始前又は使用開始前にあらかじめ係員に申し出て、その承諾うけ 1 回に限って、当該乗車券から同種類の他の乗車券に変更（この変更を「乗車変更」という）することができます。

- 2 乗車変更の取扱いをする場合は、原乗車券に対するすでに収受した旅客運賃と変更する乗車券に対する旅客運賃とを比較し不足額は収受し過剰額は払い戻しをします。
- 3 前項の規定により旅客運賃の計算をする場合に原乗車券が割引のものであって、その割引が実際に乗車する区間に対して摘要のあるものであるときは、実際の乗車する区間に対する旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の旅客運賃によって計算します。